

持分なし医療法人への移行計画の認定制度について

別添1

認定制度の趣旨

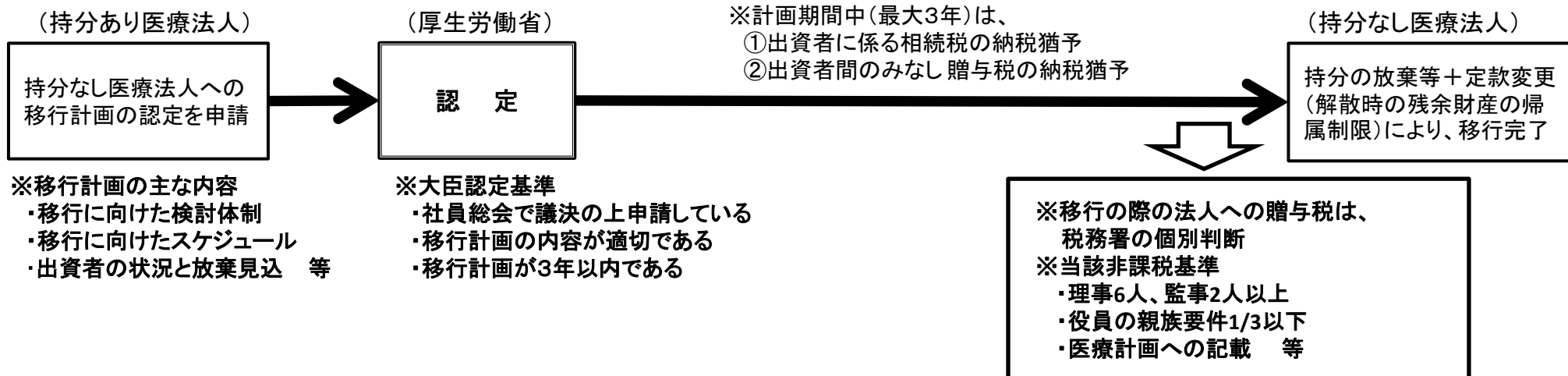
医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻などにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し、医療を継続して安定的に提供していけるようにするため、医療法人による任意の選択を前提としつつ、持分なし医療法人への移行について計画的な取組を行う医療法人を、国が認定する仕組みを導入。

※制度期間：平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間

計画認定を受けた医療法人への支援

- ・ 税制措置：持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合や、持分あり医療法人の出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとして他の出資者にみなし贈与税が課される場合、その法人が認定を受けた医療法人であるときは、これらの相続税、贈与税の納税を猶予（最大3年間）等される。
- ・ 融資制度：認定を受けた医療法人における出資者や相続人からの持分の払戻しに対する資金調達として、経営安定化資金を融資する。（福祉医療機構）

認定手続きの流れ



1. 現状と対応

- 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる「持分あり医療法人」は、平成18年医療法改正以降、新設を認めず（※1）、「持分なし医療法人」への移行を促進
 ※1：持分あり医療法人では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのため払戻請求が行われるなど法人経営の安定について課題がある。
- 「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制措置を実施。この認定期間が、平成29年9月までとなっていることから、延長することが必要（※2）【医療法改正・税制改正】

※2：現状も約5万の医療法人のうち8割が持分あり医療法人である。

2. 制度の内容

改正イメージ

認定期間は3年延長（平成29年10月～平成32年9月）
税制上の特例措置も延長

（持分あり医療法人）

持分なし医療法人
への移行計画の認
定を申請

大臣認定

◆認定要件

- ・社員総会の議決があること
- ・移行計画が有効かつ適正であること
- ・移行計画期間が3年以内であること

法人の運営が適正であることを要件として追加し、移行後6年間、当該要件を維持していることを求める。

【主な運営の適正性要件】

- ・法人関係者に利益供与しないこと
- ・役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・社会保険診療に係る収入が全体の80%以上 等

（持分なし医療法人）

持分の放棄＋定款変更（解
散時の残余財産の帰属制
限）により移行完了

認定医療法人については、移行の際の法人への贈与税を課税しない

- ・現状、相続税法により相続税等が「不当に減少」する場合、贈与税が課税される扱い。
- ・解釈通知（非課税基準）による税務署の個別判断

【非課税基準の主な要件】

- ・理事6人、監事2人以上
- ・役員の親族1/3以下
- ・医療機関名の医療計画への記載
- ・法人関係者に利益供与しないこと 等

今回の改正により、役員数、役員の親族要件、医療計画への記載等の要件を緩和
 贈与税の非課税対象が大幅に拡大

赤字：医療法で対応

青字：税法で対応

(参考) 現行の移行計画認定制度での認定を希望している医療法人の例

例 1 出資者に係る相続税の申告期限が迫っているケース

出資者が亡くなり相続が発生したが、相続人は持分を相続する意思がなく、当該医療法人が持分なし医療法人に移行する際に、他の出資者と同時に持分を放棄したいと考えている。相続税の申告期限が近づいているため、取り急ぎ現行の認定制度での認定を希望している。

例 2 近い将来に出資者の相続が予想されるケース

出資者が高齢であり、近い将来に相続が発生することが予想されるが、新制度の認定要件を満たすには時間を要することが見込まれる。現在の出資者が持分の放棄に同意していることから、現行制度で認定を受けた上で、新制度で再度申請をすることを検討している。

【参考】制度の詳細

持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度についての詳細は、下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

- ・持分なし医療法人への移行促進策について（※ 現行制度）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/dl/ikousokushin.pdf>

- ・「持分なし医療法人」への移行に関する手引書について（※ 現行制度）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080380.html>

- ・持分なし医療法人への移行促進策に関するパブリックコメントの開始について

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000174688.pdf>

いずれも厚生労働省の「医療法人・医業経営のホームページ」からリンクしています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/igyoku/index.html